

平成 27 年度有銘湾における沖縄県総合沿岸域管理計画基礎情報調査委託業務仕様書

1 委託業務名

平成 27 年度有銘湾における沖縄県総合沿岸域管理計画基礎情報調査委託業務

2 目的

沖縄県総合沿岸域管理計画（以下、本計画という。）は、陸域からの生活排水や赤土等流出などによる水質汚濁といったサンゴ礁生態系（※）への人為的負荷を低減させ、サンゴ礁生態系の保全に配慮した防災・減災などの社会資本整備を推進し、水産業・観光業などの産業の持続的発展を図るとともに、地域の伝統・文化を継承させていく地域づくりを行っていくものである。

なお、沖縄県では、本計画で掲げた具体的な施策を推進するとともに、本計画で策定したモデル地域の市町村で地域計画の策定に向けた取組がなされるよう支援していくこととしているが、モデル地域のひとつである有銘湾（東村）においては、赤土等流出防止対策基本計画における重点監視や慶佐次川における自然環境再生モデル事業などの取組が行われている。

本委託業務では、これらの取組を将来的に本計画の観点から評価するため、現状の基礎情報を収集・整理することを目的とする。

※本計画におけるサンゴ礁生態系とは、サンゴ群集、藻場、干潟、マングローブ、砂地や砂浜、岩礁などの地形と生物群集を幅広く含む生態系を指すこととする。

3 事業期間

契約締結の日から平成 28 年 3 月 23 日まで

4 業務内容

(1) 既存資料の収集、整理

有銘湾の海域環境（サンゴ群集、底生生物、赤土等堆積状況等）や隣接する陸域におけるサンゴ礁生態系を利用する活動等に係る既存資料を収集、整理する。なお、資料の収集、整理にあたっては、有銘湾における取組を将来評価する場合の指標となり得る項目の情報を収集する。

(2) サンゴ礁生態系の現状確認

既存資料による有銘湾におけるサンゴ分布情報等を参考に、湾内のサンゴ生息状況等サンゴ礁生態系の現地確認を行う。

(3) 業務報告書の作成

本業務の内容について業務報告書を作成する。

(4) その他必要な事項

5 業務実施に際して配慮する事項

(1) 有銘湾周辺で実施される業務への留意

業務の遂行に当たっては、沖縄県環境政策課で実施する東村慶佐次川自然環境再生モデル事業等有銘湾周辺で実施される事業に留意すること。

(2) 業務進捗状況及び打ち合わせ

原則として毎月 1 回、業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施するものとする。

6 再委託について

(1) 契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることができないものとする。

(2) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、報告書や資料の印刷、製本といった軽微な業務については、この限りでない。

7 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権等

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」とする）は、沖縄県が保有するものとする。

(2) 既存著作物の著作権等

成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」とする）の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

(3) 既存著作物等に係る使用手続

納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、または、本仕様書に記載のない細部については、沖縄県担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。